

『民法総合・事例演習』自主ゼミについての注意点

2018/08/10

松岡 久和

この文書は、2018年度の民法総合演習（HB）用に作成したものを、自主ゼミに合わせて修正したものです。すでに民法総合演習を履修してガイダンス文書を読んだ人は、赤字部分のみが異なりますので、そこだけを読んでいただいても結構ですが、全文をざっと読み返すことをお勧めします。

【授業の進行予定】

講義の順序は、本日までご相談します。

<http://matsuokaoncivilaw.private.coocan.jp/>に専用ページを作成しました。詳細は、ここに参考文献の追加や修正あるいは講義の補足を掲載しますので、頻りにチェックして下さい。

【受講に際しての注意事項】

1 講義の順序と方法

講義形態は、双方向方式で、無差別に指名して答えていただきます。『民法総合・事例演習〔第2版〕』の実践編には、民法総合1～3につき、それぞれ1題、模擬授業形式の例が掲載してあります。そこにある小問が、実際に受講生諸君に対して発する質問の例だと考えて下さい。少なくとも229頁以下の「3 抵当権総合問題」は、ざっと読んでおいてください。講義では、答えやすいように誘導したり、ヒントをあげます。答えによっては、アドリブで突っ込みを入れて、基本的な理解ができているか否か、間違いやすい点はどこかを明らかにします。見解に対立がある場合には、複数の受講生に当てて、受講生同士で論争してもらうこともあります。

もっとも、**2時間を取っていて少し時間的余裕がありますが**（原則として、積み残しがあっても、**2時間で自主ゼミの時間は終了し、発展課題については質疑をふまえた紙上補足に委ねます**）、基本的には**5秒程度**の沈黙があれば、答えられなかったものとみなして（反証を許さないので推定ではありません!）、次の者に移ります。十分な予習を前提にして、瞬間的な判断能力や表現力を毎回鍛えていただきます。質問の聞き返しは、あまり好ましくはありませんが、長い沈黙よりは良く、円滑なコミュニケーションのためには必要な技法です。

2 必読文献について

『民法総合・事例演習〔第2版〕』では中田裕康『債権総論』と潮見佳男『プラクティス 債権総論』を代替可能な必読文献として指定しています。ごく最近、プラクティスの第5版が出版されましたが、未入手です。入手すればアップデートします。いずれを使用いただいても結構です。また、担保物権関係については、松岡久和『担保物権法』（日本評論社、2017年）が最新の教科書で、『民法総合・事例演習〔第2版〕』で取り上げている問題をかなり意識した書き方をしています。**道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）と代替可能な必読文献としてしていますので、末尾の表で対応頁を示します。**

『民法総合・事例演習〔第2版〕』発行の2009年以後の判例・文献については、必要に応じて、追加や差し替えを行います（民法判例百選は3月に最新版になっています）。

3 望まれる受講態度について

(1) 自分で行う予習・復習が基本

法科大学院では、未知の法律問題にも対応できる基礎的能力と応用力の双方を涵養することを目的としています。「**自分の頭でとことん考えてみる**」という経験の蓄積量が、このような能力を伸ばします。講義時間中には、教師や受講生の発言の要点を的確に理解し、また、その場で考えをまとめる訓練を繰り返すこととなりますが、これも十分な予習を前提にしています。予習してこないと理解も対応もできないでしょう。

集団的な討論による予習・復習には多大な効果がありますが、それには、各自の周到な予習と自分の理解にあわせた適時の復習が欠かせません。とりわけ未修者は、復習にも十分な時間をとるようにしてください。

一定の許容範囲内では複数の考え方がありえます。だからこそ学説が対立して収束しないわけです。重要なのは思考過程で、担当教師である我々も、確定的な答えのない問題に、より良い解を求めて何度も考え直します。質問項目やその順序は、適宜変更して講義を進めます。そのため、仮に参考となる昨年度までの先輩のノート等が入手できても、あまり役には立たないでしょう。そういうものを自分の思考過程の点検や復習に利用することは妨げませんが、自分で考える前にそういうものや他人に頼ることは、法科大学院での教育の趣旨に反します。何より諸君が自らの能力を向上させる機会を失い、司法試験に合格する道を自ら狭めることとなりますので、くれぐれも誘惑に負けないようにして下さい。

(2) 集団的な予習・復習が有用

集団的な予習・復習は、理解を正確にし、さらに理解を深めること、及び議論の仕方を体感することに、非常に有用です。法科大学院で学ぶ最大の利点の1つは、優れた同級生との間で切磋琢磨できる学修環境です。

理解の浅い者は、優れた同級生に気軽に質問ができ、何より自分の理解不足を思い知って刺激を受け反省する機会になります。理解の進んだ者にとっても、他人に教える経験は、自分の理解の不確かさを確認し、わかりやすい表現で考え方を伝える能力を向上させる絶好の機会です。諸君の多くはすでに卒業年次生なので、このような予習・復習のグループが自然に出来上がっていると思いますが、未加入の方は、ぜひどこかに入れてもらうか、新しいグループを組織して、この方法を経験してください（経験的には、5～6人までが適切ですが、今回の受講者9人はギリギリの限度内）。

(3) 講義の録音には無駄が多い

講義の録音は、無駄が多いので、極力行わないことをお勧めします。次のような問題点があることを十分認識してください。

第1に、録音を聞き返して正確に聞き取るには、前後の状況をふまえないといけないので、高速再生などを使っても結局講義の実時間以上を要するのが常で、時間的な無駄が多いです。第2に、録音していることで安心して、講義中に集中力が欠けたり、ノートをとるための緊張感を失いやすいという大きな欠点があります。法科大学院の講義は、**ライブの緊張感**こそが肝要で、それが諸君の実力を向上させるのです。この長所を減殺してはなりません。第3に、話の要点について、的確なノートないしメモを取ることも自体

が、自分の頭で考える格好の機会となります。しかも、この能力は、社会人として必須の汎用的な基本能力です。このような能力を高める機会を積極的に生かしていただくため、私はあえて少々不親切な教師になります。配付資料は、関係当事者の図示や判決年月日等の正確さを要する情報に限ります。レジュメも配布しません。細大漏らさずノートを取るのには不可能な情報量でしょうから、むしろ、要点をその場でまとめることが肝要です。これには十分な予習が必要になります。録音は以上の点でむしろマイナスです。

(4) 講義に関する資料及び質問の扱い

講義の資料や補足説明等は、上記の<http://matsuokaoncivillaw.private.cocan.jp/>にpdfファイルで掲載しますので、適宜ダウンロードしてください。質問は、講義後に受け付けます（日によってはすぐに帰る必要がある場合もあります）。随時、メール（tbe00600@c.ritsumei.ac.jp；メールサーバー不調の場合等に備えて、TBE00600@nifty.ne.jp）による質問も受け付けます。

4 参考図書について

(1) 民法

民法の中でも、この自主ゼミで主として扱う担保物権法と債権総論、とりわけ担保物権法については、民法の他の分野に比べて、受講生の皆さんの基礎知識が不足していると感じています。必読文献と指定される松岡久和『担保物権法』や道垣内弘人『担保物権法』はかなり詳しいうえに、判例・通説とは異なる見解を主張しているところも少なくないので、注意して読んでください。最初からこの本を読むのは手に余ると思われる方は、物権法・担保物権法を1冊にまとめているか、少し薄い担保物権法等の下記の教科書（あくまで例示）のいずれかを通読して基礎知識を確認しておくべきでしょう。2005年以降発行の比較的新しいものが望ましいです（基礎知識の確認だけなら『エッセンシャル民法』でも十分ですが、問題を考えるには足りません）。

- ・永田眞三郎ほか『物権 エッセンシャル民法2』（有斐閣、2005年）
- ・内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第3版〕』（東京大学出版会、2005年）
- ・淡路剛久ほか『民法Ⅱ〔第3版補訂版〕』（有斐閣Sシリーズ、2010年）
- ・山野目章夫『物権法〔第5版〕』（日本評論社、2012年）
- ・角紀代恵『はじめての担保物権法』（有斐閣、2013年）
- ・安永正昭『講義物権・担保物権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）
- ・田高寛貴＝白石大＝鳥山泰志『担保物権法』（日本評論社、2015年）
- ・大村敦志『新基本民法3 担保編』（有斐閣、2016年）

担保物権法のみを対象とする最近の本には次のようなものもあり、それぞれにたいへん個性があります。これらは、困ったときに参考とされるくらいで良いでしょう。

- ・高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2005年）
- ・近江幸治『民法講義Ⅲ 担保物権〔第2版補訂〕』（成文堂、2007年）
- ・平野裕之『民法総合3 担保物権法〔第2版〕』（信山社、2009年）
- ・高橋眞『担保物権法〔第2版〕』（成文堂、2010年）
- ・生熊長幸『担保物権法』（三省堂、2013年）
- ・清水元『プロGRESS民法 担保物権法〔第2版〕』（成文堂、2013年）
- ・河上正二『担保物権法講義』（日本評論社、2015年）
- ・石口修『民法要論Ⅲ 担保物権法』（成文堂、2016年）

- ・平野裕之『担保物権法』（日本評論社、2017年）

(2) 民事執行法・倒産法

担保物権法が難しいもう1つの要因は、執行・保全手続や倒産法制に関する最低限の知識が必要となるにもかかわらず、ほぼ全員が知識を欠いている点にあると思います。

執行・倒産に関する定評のある詳しい体系書として、

- ・中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔第7版〕』（青林書院、2016年）
- ・伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）

がありますが、これらは詳しいことを深く知りたい場合以外は、おそらく初心者には手に余ります。民事執行法・倒産法についても、次のような入門の教科書のいずれかを必要に応じて読まれるとよいと思います。

- ・福永有利『民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（有斐閣、2011年）
- ・生熊長幸『わかりやすい民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（成文堂、2012年）
- ・平野哲郎『実践民事執行法民事保全法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）
- ・中野貞一郎『民事執行・保全入門〔補訂版〕』（有斐閣双書、2013年）
- ・徳田和幸『プレップ破産法〔第6版〕』（弘文堂、2015年）
- ・高須順一『民法から考える民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（商事法務、2017年）

(3) 要件事実について

司法研修所『新問題研究 要件事実』（法曹会、2011年）は、学者から批判の強かったいわゆる貸借型理論を放棄するなど、一定の修正を行いました（他にも微修正は多数あるようです）が、『要件事実』『紛争類型別』は、同時には改訂されていませんので注意が必要です。なお、同書では旧版の『問題研究』が扱っていた15の問題から「土地明渡請求（占有権原の抗弁）」と「譲受債権請求（債務者対抗要件の抗弁）」が脱落しています。必要があれば、適宜旧版を読んでください。

5 民法改正（平成29年法律第44号。いわゆる債権法改正）について

改正法は2020年4月1日から施行されます。教科書の設例は、おおむね2006年を現在時点としており、改正法が適用されることはありません。しかし、改正により問題の扱い方が異なる場合には、派生的・発展的な問題として、設例に改正法が適用されることになればどうなるのかについて、適宜触れることにします。

債権法改正の説明として、立法担当者がQ&A方式で重点を解説する筒井健夫＝村松秀樹編『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）、逐条解説で改正までの議論にも触れる潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017年）、具体的設例につき現行法と改正法を対比する潮見佳男ほか編『Before/After民法改正』（弘文堂、2017年）をお勧めしますので、適宜参照してください。

6 教材の一部修正と追加について

2003年の担保・執行法改正および2004年の現代語化および保証法の改正にかかる部分については、すでに改正から相当の時間が経過しています。そこで、これらの改正に関する教科書の問いは、基本的に省略するかごく簡単に扱うにとどめます。